

札幌市私立幼稚園指導監査実施要綱

令和3年3月31日子ども未来局長決裁

改正

令和5年11月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項の規定に基づき札幌市長が確認した幼稚園に対して、支援法第14条第1項の規定により実施する立ち入り検査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 支援法第31条第1項の規定に基づき確認された幼稚園。
- (2) 設置者 幼稚園の確認の届出を行った者をいう。
- (3) 設置者等 設置者及び幼稚園に勤務する者をいう。

(指導監査の対象)

第3条 この要綱による指導監査の対象は、幼稚園とする。

(指導監査の実施の方針)

第4条 指導監査は、幼稚園が遵守すべき基準等を重点確認項目として、その他各種国通知等に基づき各年度方針計画を定めて実施する。

(指導監査の実施の体制)

第5条 指導監査は、子ども未来局事業所管課担当職員（以下「監査実施者」という。）により、指導監査班を編成して実施する。

(指導監査事項)

第6条 指導監査は、次に定める事項について行う。

- (1) 支援法に基づく確認基準の遵守等（確認監査）
- (2) 支援法に基づく業務管理体制の整備（業務管理体制の確認検査）
- (3) 第4条に規定する各年度指導監査方針計画に基づくその他必要な事項

(指導監査の種別)

第7条 指導監査の種別は、一般指導監査、臨時指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第8条 一般指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 一般指導監査は、監査実施者が、原則4年に1回実地により、実地監査の無い年は書面による監査又は監査に代えて運営報告書の提出により実施することができるものとする。
- (2) 設置者等は、一般指導監査の実施に当たり、別に定める指導監査資料、幼稚園の規程及び関係書類を事前に札幌市へ提出するものとする。
- (3) 一般指導監査における実地での監査は、実地検査を設置者等の立会いを得て、事前に提出された資料をもとに、関係書類・帳簿を検査する。
- (4) 一般指導監査における書面での監査は、事前に提出された資料をもとに、関係書類・帳簿を検査する。
- (5) 一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができるものとする。
- (6) 前5号の規定にかかわらず、札幌市が必要と判断した場合、臨時に一般指導監査（臨時指導監査）を実施することができるものとする。

(特別指導監査の実施方法等)

第9条 特別指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の幼稚園にて実地により行う。
 - ア 運営に不正又は著しい不当があることを疑うに足りると札幌市が判断した場合
 - イ 基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合
 - ウ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合
 - エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合
- (2) 特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導監査の実施の通知)

第10条 札幌市は、監査実施に当たり指導監査日の概ね1か月前までに、次に定める事項について文書により設置者に通知する。ただし、第8条第6号及び第9条に規定する監査を実施する場合においては、必ずしも事前の実施通知を行う必要はない。

- (1) 指導監査の対象

(2) 指導監査の方法

(4) 指導監査の実施日時及び場所

(5) 事前送付調書等の指定・提出依頼

(6) その他必要な事項

(指導監査結果の区分)

第 1 1 条 指導監査の結果、是正改善が必要な事項のある設置者に対して、次に定める指導を実施する。

(1) 文書指導

以下の項目のいずれかに該当する場合は、文書指導とする。

ア 子ども未来局事業所管課が直接関与する関係法令、通知等に違反している場合であって、幼稚園の運営に支障を及ぼすと認められる場合

イ 幼稚園を利用する者の処遇・安全に影響がある場合又は影響が想定される場合

ウ 幼稚園の運営等の基本に関わる事項であって、その改善状況の確認を必要とする場合

エ 度重なる指導にもかかわらず、改善状況が見られない場合

オ その他総合的に判断して文書指導とすることが適当と認められる場合

(2) 口頭指導

前号に該当しないものは、口頭指導とする。但し、前号に該当する場合であっても、軽微なもの又は過去の指摘事項に対する改善状況等総合的に判断して、その必要がないと認められる場合については、口頭指導とする。

(指導監査結果の通知等)

第 1 2 条 指導監査後の設置者に対する結果通知等は次のとおり実施する。

(1) 監査実施日における講評

指導監査終了後、結果について監査実施者より講評を行う。

(2) 指導監査の復命

監査実施者は講評終了後、速やかに(概ね 1 週間)、所属部長まで報告を行う。

(3) 結果通知

指導事項の根拠等について、十分に考慮したうえで指導内容等を作成し、監査実施日から概ね 2 か月以内に指導監査結果について各事業所へ通知する。

(結果の通知に対する改善の報告)

第13条 札幌市は、前条の通知において文書指導事項がある場合は、設置者に対して別途指定する様式及び添付書類により概ね2か月以内に改善報告を提出させる。なお、第14条第2号の公表基準に該当する指導事項の場合は、法人理事会等の審議結果(理事会議事録等)を必ず添付を求めるものとする。

また、設置者は、監査の講評後、改善可能な事項から速やかに改善を進めなければならない。

(監査結果等の公表)

第14条 市民サービス向上及び幼稚園にかかる教育・保育の質の向上に資するため、次に定めるとおり監査結果等を公表する。

(1) 公表方法

あらかじめ設置者に公表項目・期日等を通知したうえで、札幌市ホームページ等で公表するものとする。ただし、次号オの場合、あらかじめ設置者に対し通知はしない。

(2) 公表基準

公表基準は次に定めるとおりとする。ただし、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第7条に規定する非公開情報に該当する情報は、公表しない。

ア 第11条第1号の文書指導のうち、各種法令・基準等に違反しており運営等に重大な支障があると判断した場合

イ 第11条第1号の文書指導のうち、幼稚園を利用する者の処遇・安全に相当な影響があると判断した場合

ウ 前条に規定する改善報告を期限内に行わなかった場合

エ その他札幌市が公表すべきと判断した場合

オ 当該年度実施予定の指導監査を全て実施した場合

(3) 公表項目

公表項目は次に定めるとおりとする。ただし、前号オの場合、公表するのは、事業所名、指導監査の種類、公表対象となる指導事項の有無のみとする。

ア 事業所名、運営法人名及び代表者名

イ 指導監査の種類及び実施日

ウ 指導監査結果の要旨

エ 改善状況（公表時点における取り組み状況）

（公表項目等の変更手続き）

第15条 設置者は、前条第1号で通知した公表項目等の内容について札幌市がホームページ等で公表することで、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるなど異議がある場合は、文書により申し出ることができる。

（連携）

第16条 指導監査を実施するにあたり、認可制度等に基づく指導監査を実施する北海道と連携を図るものとする。

（関係機関への情報提供）

第17条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて札幌市が関係機関に情報提供するものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等としての指導監査等について）

第18条 特定子ども・子育て支援施設等（支援法第30条の11に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）としての指導監査等については、別に定める。

（補足）

第19条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁日から施行し、令和5年4月1日から適用する。